

熱中症予防のために



熱中症特別警戒アラートの運用が始まりました

気候変動適応法の改正により、熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境になると予想される日の前日午後2時ごろに「熱中症特別警戒アラート」が都道府県ごとに発表されます。

岐阜県に発表があった場合、町からは速やかに公式LINEを発信し、当日午前8時40分に防災無線で、午前9時に再度公式LINEでお知らせします。

発表されたあとは熱中症予防行動を！

熱中症特別警戒アラートが発表されたときには、熱中症予防行動を行うことが何より重要です。日ごろから心がけている熱中症予防行動のみでは不十分な可能性があるため、今一度気を引き締めて、準備や対応をすることが必要です。



- 涼しく過ごせる環境の確保
- 水分、塩分補給の準備
- 高齢者、乳幼児など熱中症にかかりやすい人は準備を確認
- 翌日の運動、外出、イベントなどの中止や延期を判断
- 家族や周囲の人々による見守り、声かけを行う

ためらわず、クーラーを使用！



暑熱避難施設（クーリングシェルター）を開設！

クーリングシェルターは、熱中症による健康被害発生を防ぐため、危険な暑さから避難するための施設として、10月23日（水）まで熱中症特別警戒アラート発表時に開設します。

場所	住所	開設日・開設時間	受け入れ可能人数
笠松中央交流センター	常盤町6番地	全日 午前9時～午後5時	16人
松枝交流センター	長池292番地		12人
総合交流センター	中野229番地		17人

利用する際の注意

- ① 飲食は各自でご準備ください ② 利用にあたっては各施設の指示に従ってください。
- ③ 指定場所の温度調整はできませんのでご了承ください。



民間施設のクーリングシェルターを募集します

クーリングシェルターとして利用させていただく民間施設を募集します。詳細については健康介護課までお尋ねください。

問 健康介護課 ☎388-7171